

燃 料 買 入 仕 様 書

第二管区海上保安本部
(青森海上保安部)

1 件名
(青森) A 重油買入 (単価契約)

2 目的
本仕様は、海上保安庁が購入する船舶用主燃料について適用する。

3 品名・規格及び数量

品目	規格	単位	予定数量	備考
A 重油	1 種 1 号 (硫黄分 0.5 質 量%以下)日本産 業規格(JIS規 格) K 2 2 0 5 (重油)	K L	2 2 0	ローリー渡し

4 契約期間
令和 8 年 5 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

5 納入場所
青森港停泊中の指定する海上保安庁船舶

6 契約方法
(1) 本件は、1 K L 当たりの単価契約とする。
(2) 経済情勢の変動その他の事由により、契約単価の変更を要するときは、協議により変更することができる。

7 納入方法
(1) 指定された船舶船内タンクへ直接納入すること。
(2) 受注者は、契約期間の初日までに連絡体制表を提出すること。
(3) 燃料油の数量、納入日時、場所及び船舶を指定し発注があったときは、これに応じて燃料を納入すること。なお、海難・災害等のやむを得ない場合を除き、夜間(17:00～08:30の間)及び休日(土曜、日曜及び国民の祝日に関する法律に定める休日をいう。)の納入は指定しない。
(4) 発注は原則として平日の日中(0830～1700の間)に行うものとする

る。なお、納入日時が夜間又は休日である場合は、可能な限り直前の平日正午までに発注を行うものとする。

- (5) 納入に際しては、受注者が必ず立ち会うこと。
- (6) 4 K Lを超える搭載の場合は、15℃の容積換算による算定数量を納入すること。
- (7) 納入の際は納品書を持参または郵送すること。
- (8) 納入に要する必要経費及び納入完了までに受注者の瑕疵により発生した全ての事故の補償等の経費は、全て受注者負担とする。
- (9) 納入に使用する車両（ローリー）は、消防法等の関係法令に規定する所定の設備（別紙1のとおり）を備え、かつ、消防の検査に合格したものであること。
- (10) 納入時においては、青森海上保安部が所有する資機材（別紙2のとおり）を用いて、受注者が安全対策等を実施すること。
- (11) 納入時における資機材準備及び撤収、給油ホース展張及び収納並びにデッドマンバルブの操作補助等作業のため、作業員2名を配置させること。なお、上記作業員のうち1名は、危険物取扱者の資格を有する者をあたらせるものとする。また、ローリー車の運転手は関係法令による資格を有する者をあたらせること。
- (12) 夜間及び休日の納入並びに(11)の作業員にかかる積込割増料金を別途請求することができる。この場合、割増料金は発注者及び受注者が協議して定めるものとする。
- (13) 納入に際しては、関係法令を遵守し、漏油防止対策を十分に行うこと。

8 検査

- (1) 納入時、検査職員による検査を受けること。
- (2) 納入月の納入予定数量が10 K L以上の場合には、あらかじめ当該燃料の社内試験成績書を検査職員に提出すること。
- (3) 必要に応じて、納入しようとする油類を採取し、試験機関に分析試験を依頼することがある。なお、その際の採取等に要する経費一切は受注者負担とする。

9 支払方法

納入検査合格後、1ヶ月毎の支払いとする。

10 その他

- (1) 予定数量について、実際の納入数量に増減が生じても異議の申立ては行わないものとし、また数量の減に伴う補償的な措置は講じないものとする。
- (2) 法令に定められた書類及び試料の提出を求められた場合は、これに応じ

ること。

- (3) 納入にあたり、業務上知り得た事項に関し、これを他人に漏らし、又は他に利用してはならない。
- (4) この仕様書又は履行の過程で疑義が生じた場合は、第二管区海上保安本部総務部補給課と協議のうえ、その指示に従うこと。

●船舶給油取扱所の基準の特例

(危険物の規制に関する規則第26条の2第3項各号)

- 1 船舶給油所の給油設備は、固定給油設備又は給油配管等とすること。ただし、引火点が40度以上の第四類の危険物のみを取扱う給油設備は、給油タンク車(第24条の6第3項第5号本文及び第8号に定める基準に適合するものに限る。)とすることができる。

第24条の6第3項(給油タンク車の基準の特例)

- 5 給油タンク車には、開放操作時のみ開放する自動閉鎖の開閉装置を設けるとともに、給油ホースの先端部には、船舶の燃料タンク給油口に緊結できる結合金具(真ちゅうその他摩擦等によって火花を発生し難い材料で造られたものに限る。)を設けること。
- 8 船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備の給油ホースは、著しい引張力が加わったときに当該給油タンク車(当該給油ホースを除く。)に著しい引張力を加えず、かつ、当該給油ホース等の破断による危険物の漏れを防止する措置が講じられたものであること。

(中略)

- 6 給油タンク車である船舶給油取扱所は、静電気を有効に除去するための接地電極を設けるほか、給油タンク車が転落しないようにするための措置を講じること。

●船舶給油取扱所における取扱の基準

(危険物の規制に関する規則第40条の3の8)

- 1 係留された船舶以外には給油しないこと。
- 2 給油するときは、当該給油取扱所の給油設備を使用して直接給油すること。
- 3 給油タンク車を用いて給油するときは、次によること。
 - イ 引火点が40度以上の第四類の危険物以外の危険物を給油しないこと。
 - ロ 当該給油タンク車が移動しないための措置を講ずること。
 - ハ 当該給油タンク車(給油ホースを除く)の一部又は全部が空地からはみ出たまま給油しないこと。
 - ニ 当該給油タンク車の給油ホースの先端を船舶の燃料タンクの給油口に緊結すること。
 - ホ 当該給油タンク車の給油設備を接地すること。ただし、静電気による災害が発生するおそれのない危険物を給油する場合はこの限りではない。

ローリー搭載時使用資器材

内 訳			
	品名	単位	数量
1	カラーコーン	個	12
2	ガードバー	個	8
3	給油施設看板 (W1300×H1060×D600)	基	1